

第7回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成30年7月23日（月） 13：30 開会
14：10 閉会

2、場 所 大田市役所 2階 第2会議室

3、出席委員 （16名）

2番	古志泰博	3番	森脇公二郎	4番	竹下正也
5番	奥 雅守	6番	武田廣司	7番	福田佳代子
8番	戸嶋総一	9番	坂根 正	10番	田原洋司
11番	岩谷洋司	12番	戸島長四郎	13番	落合政顕
14番	大谷成志	15番	漆谷幸男	16番	三谷 薫
17番	山下 傳				

4、欠席委員 （1名） 1番 杉本勝徳

5、提出議題

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について
議案第6号 大田・仁摩農業振興地域整備計画の変更について

6、その他

- (1) 大田市東部を震源とする地震に係る市長への要望について
- (2) 平成31年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出について
- (3) 今後の農業委員会の視察の在り方について
- (4) 専門委員会について
 - ・地域農業研究委員会（4階会議室）
 - ・情報調査研究委員会（2階第2会議室）

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第7回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第7回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日の欠席委員は1番の杉本委員です。また、岩谷洋司委員から、遅刻するとの報告をいただいております。

定足数に達しておりますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、14番大谷委員、15番漆谷委員よろしくお願いいたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。6月総会から本日までの経過報告です。

6月25日(月)、第6回総会を市役所で開催しました。

また、総会の終了後、大田市農林業振興協議会総会が市役所で開催され、田原会長が出席されました。

6月29日(金)、島根県農業会議通常総会と研修会が松江市で開催され、田原会長と、事務局から私が出席しました。

7月10日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。

7月13日(金)、農地利用状況調査及び道の駅研修会を市役所4階講堂で開催しました。

また、研修会終了後、運営委員会を同会場で開催しました。

本日第7回総会を開催しております。

今後の予定です。

8月10日(金)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席予定です。

8月20日(月)、島根県農業委員会職員協議会通常総会及び研修会が松江市で開催され、事務局から私が出席予定とし

ております。

8月中旬に、運営委員会を開催予定としております。

8月23日(木)、第8回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

ここで、報告第1号から議案第4号については、農地法関連の事件であり、会議規則第6条第2項の規定により、議長を17番の山下職務代理に指名します。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。資料の2ページです。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

次長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番 川合町でございます。

申請地、忍原イ〇〇〇番〇、144㎡は、「忍原神社」の北北東約240m市道「忍原線」「岡の前バス停留所」の西側に位置し、譲受人宅の南側に隣接しております。

譲渡人は、労力不足のため維持管理に苦慮、この度、申請地の隣に居住する譲受人へ当該農地を譲渡するものであります。

譲受人は、自宅に隣接する当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号2番、久手町でございます。

申請地、刺鹿〇〇〇番、1,226㎡は、JR山陰本線「西川踏切」の南西約300~370m、県道「池田久手停車場線」「久手跨線橋」の西約200m、市道塩湊鳥越線」の東側に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経

営の拡大を行うものであります。以上でございます。

議長 (代理) それでは、整理番号順に担当委員さんの方から、地域との調和要件を踏まえ、現地調査の結果報告をお願いします。

3番 先般現地の方へ行って、調査をいたしました。〇〇〇〇さんの真横というか、家の真後ろになります。そこに、蜜柑の木が数本植わっておりました。家の後ろでもありますし、〇〇〇〇さんも川合の方へ出ておられますので、先程説明がありましたように、家の保護という目的もあろうかと思えます。ちょっと崖になっておりますので、崖の上に畑があるという感じで、それで佐藤さんの方も譲り受けたいという気持ちが強かったようです。何ら問題はありません。

議長 (代理) 次をお願いします。

会長 (10番) 許可を受けようとする土地、既に今、譲受人の〇〇さんが耕作をされている土地で、譲渡人は県外ということで、この度譲渡ということになったようです。現地の方では慣行栽培で稲作がされておりました、地域の調和要件も全く問題ありませんので、異議はありません。

議長 (代理) 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしということですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。
(異議なしの声多数)

議長 (代理) 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

番号1番、久手町でございます。

申請地、波根西〇〇〇〇番〇、745㎡は、大田自転車競技場の東約500m、大田市久手町土地改良区の南約100m、市道「刺鹿柳瀬線」の東側に隣接しております。

農地区分は、農用地区域内農地です。平成29年4月16日付で農業用施設用地への用途変更が承認されております。

申請地には、申請者の亡き父が昭和54年に107.2㎡の農業用倉庫を建築しており、敷地面積が200㎡未満の農業用施設用地ということで農地転用許可を要しなかったものであります

が、施設用地の分筆及び地目変更登記がなされていなかったものであります。この度農作業所の建築・整備を行うに当たり、この整理も併せて行うもので、追認案件でございます。なお、本申請に併せて「顛末書」及び大田市久手町土地改良区の「同意書」が添付されております。

番号2番、仁摩町でございます。

申請地、大国〇〇〇番〇、174番4、合計1,028㎡は、一般国道「9号仁摩・温泉津道路」「仁摩・石見銀山IC」の北約140～180m、「広島アルミニウム工業株式会社大国工場」の西約80～110m、市道「城福寺宮村線」の東側、申請者の自宅の南側に隣接しております。

農地区分は、自動車専用道のインターチェンジから300m以内に位置しており、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内の農地であることから、第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

申請者はこの度、太陽光発電パネル288枚を設置し、太陽光発電設備を新設するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告
(代理)をお願いします。

会長

(10番) 只今事務局から説明があったとおりでございます。昭和54年頃に建てられました作業場があって、それに隣接して、今回倉庫と作業場を建設されるものです。追認案件ではありませんけども、申請者の〇〇さん、結構精力的に営農されておられます。異議はございません。

議長 次をお願いします。

(代理)

5番

仁摩町大国の案件です。申請地は広島アルミ大国工場の駐車場と倉庫の間にあります遊休農地です。周りも遊休農地でもありますし、3種農地でもありますし、異議はございません。

議長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしということですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第3号農地転用事業計画変更申請について事務局
の説明をお願いします。

次 長 議案第3号、農地転用事業計画変更申請につきましては、
1件でございます。

番号1番、久手町でございます。

申請地、刺鹿○番6、229㎡は、「市井会館生活改善センター」
の南約930m大田町との境に程近い、市道「中尾城山線」
の東側に位置しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で
あり、第2種農地となります。

本申請地は、当初計画者が、平成17年2月16日付けで、
個人住宅を転用目的とした農地法第5条の許可を受けており
ます。

転用許可後、申請地を取得し、土地造成をおこないましたが、
母の再婚により義父宅に同居することとなり住宅建築の
必要性もなくなったため、当初計画を遂行できなかったもの
であります。

承継者は、現在仁摩町に居住しており、家屋が老朽化した
ため、勤め先に程近い当該申請地を譲り受け、住宅を新築す
るものであります。

なお、当初計画者から承継者への所有権移転についての許
可が必要となりますので、本申請と併せて、承継者による5
条申請が提出されております。後程、議案第4号の番号1番
で、ご審議をいただくこととなります。以上でございます。

議 長 この案件は、次の第4号議案と関連しますが、農地転用事
(代理) 業計画の案件のみ行います。担当委員さんの現地調査の結果
報告をお願いします。

会 長 当初○○さんが、住宅建築を計画されまして、土地造成ま
(10番) で至ったんですけども、4番のところに書いてある理由によ
りまして、必要がなくなって現在まで至ったということで、
その土地を引き続き承継したいという○○さんが、新たに
この土地を利用したいということで、今回の申請がなされた
ものでございまして、異議はございません。

議 長 特にこの件について、担当委員さんから、ご意見、質問ご

(代理) ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 それでは、先程申しましたように、第4号議案の整理番号
(代理) 1番と関連しますので、その審議後に併せて承認すること
といたします。

続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による
許可申請についてについて事務局の説明をお願いします。

次長 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に
つきましては、3件を予定しておりましたが、番号2番につ
きまして、申請内容の訂正があることから、申請者から「取
下願」が提出されました。

よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
きましては、2件ございます。

番号1番、久手町でございます。

本案件は、先程の議案第3号の事業計画変更申請と併せて
申請されたものであります。

経過・詳細につきましては、先程、説明したとおりでござ
います。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該
当しない農地であり、第2種農地となります。

譲受人は、この度、当該農地を譲り受け、個人住宅を新築
するものであります。

番号3番、仁摩町でございます。

申請地宅野〇〇〇番2、127㎡は、伝統芸能伝承館北北西約
60m、市道「宅野大屋線」から宅野八幡宮の参道を北へ6
0m入った西側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該
当しない農地であり、第2種農地となります。

譲受人は、現在自宅敷地内に駐車をしております。住居は
道路及び駐車場から3～4メートルの高台にあるため階段
を利用しなければならず、年齢と共に階段の上り下りが困難
な状況になってきたため、この度自宅に隣接する申請地を譲
り受け、住居に横づけできる自家用並びに来客用の駐車場を
整備するものであります。

なお、八幡宮の参道を利用することから、本申請に併せて
八幡宮の「同意書」が添付されております。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議 長 事務局から、説明があったとおり、整理番号2番について
(代理) は、取下げがありましたので、整理番号1番と3番について
審議をいたします。整理番号1番から、担当委員さんの現地
調査の結果報告をお願いします。

会 長 先ほど議案第3号でも審議をいただきました案件の続きで
(10番) ございます。事業を受けられました神宮寺さん、こちらの方
に住宅を新築されるとの申請でございます。隣接地は既に
住宅がいくつも建っております。今回住宅を建てられるに
も何ら問題はないのかなと思っております。異議はござい
ません。

議 長 次をお願いします。
(代理)

5 番 仁摩町宅野の案件です。先般推進委員さんと確認に行きま
した。事務局の説明のとおりでございます。住宅に隣接しま
す申請地を購入し、進入路、駐車場を整備するもので、異議
はございません。

議 長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしというこ
(代理) とですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

なお、第3号議案の事業計画の変更申請についても、併せ
て承認することとし、おって承認書を交付することといたし
ます。以上で農地法関連の審議を終わります。

議 長 それでは、引き続き議案第5号に移ります。
(会長) 議案第5号農用地利用集積計画による利用権等の設定につ
いて、農林水産課より説明をお願いします。

主 任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用
権設定及び中間管理権についてご説明します。

それでは、平成30年8月6日公告予定の農用地利用集積
計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ペー
ジ目の集計表に基づきましてご説明します。

久手町、田13,565㎡、筆数10、設定する者6名、設定を受け

る者1名。

鳥井町、田3,555㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名。

長久町、田3,045㎡、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久利町、田1,519㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田21,684㎡、筆数16、設定する者10名、設定を受ける者4名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

大代町、田2,016㎡、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者1名。

合計、田2,016㎡、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者1名。

以上ご審議よろしくお願します。

議長 (会長) 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

まず始めに、久手町関係ですので、私から報告をいたします。整理番号1番から10番まで全て再設定です。また、設定を受ける〇〇さん地域の担い手として精力的に営農をされておられますので、異議はございません。

議長 (会長) 続いて鳥井町をお願いします。

16番 先程、田原会長が言われましたように、再設定でございますので異議はございません。

議長 続いて長久町をお願いします。

9番 〇〇さんの土地を、これ〇〇〇さんの土地ですが、〇〇さんが作っておられまして、再設定でございますので、異議はございません。

議長 (会長) 続いて久利町をお願いします。

17番 杉本委員の担当地区ですが、先般杉本委員から、調査結果の報告をいただいておりますので、代わって報告申し上げます。

受け手の〇〇さんは熱心にやっておられまして、再設定で
ございますので、異議なしというご意見を頂戴しております。
以上です。

議 長 全ての委員さん異議なしということですが、何か皆さんの
(会長) 方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、承認とさせていただきます。

(会長) 続いて黄色の表紙、農地中間管理権に移ります。

こちらの方もそれぞれ担当地区の委員さんの調査結果の報
告をお願いします。

大代町をお願いします。

6 番 1 番の方は、〇〇さんですね、大代町出身の方で、今東京
の方におられるんですけども、地主は、この〇〇さんにな
っておるんですけど、今までも、〇〇〇に、この土地175
の1をね、〇〇〇がやとったんですけど、直接〇〇さんと
作らせて下さいとやとったんですけど、農地中間管理機
構の方へ一旦出されて、〇〇〇が引き続きやると、そうい
うことになっております。

後、2番と3番も同じような状況です。面積も、2番は2
反2畝、2, 278㎡あるんですけど、内7畝だけね、あと
他の部分は、田んぼとして利用できないので、7畝だけをや
るということらしいです。〇〇〇の担当者の方に昨日確認をい
たしました。いずれも、農地中間管理機構の方へ一旦出され
て、〇〇〇が引き続きやると、そういうことになっておりま
す。3番も同じですね。同じような状況で、直接〇〇さんか
ら、借り受ける形で〇〇〇がやとんたんですけど、一旦農
地中間管理機構の方へ出して、それが〇〇〇が耕作するとい
うことなんで、異議はないと思います。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さ
(会長) んの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせてい
たいただきます。

続いて議案第6号に移ります。

大田・仁摩農業振興地域整備計画の変更について、農林
水産課の説明をお願いします。

主任 失礼致します。本日ご審議いただきます、「大田・仁摩農業振興地域整備計画の変更について」（案）平成30年5月申請分に係る変更についてご説明致します。

大田市農業振興地域整備計画のなかで、農業振興を図る地域として、「農用地区域」を設定しており、この農用地区域内の農地を転用等する場合は、「農業振興地域整備計画の変更」が必要になり、この変更についてご審議いただくものです。

それでは、青色の表紙をめくっていただき、2ページ目、大田農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。1．農用地区域から除外する土地として、一般住宅建築用地2件8.99a、その他、携帯電話用無線基地局2件0.18a、家庭菜園1件0.69a、保育園園庭及び駐車場1件9.94a、貸し駐車場1件1.7a、合計7件21.5aの除外申出が出ております。3ページ目、農用地区域に含める土地として、農地中間管理機構関連農地整備事業の対象とするため2件44.8aの編入申出が出ております。

5ページ目には、除外する土地の、地番や面積、除外の理由等記載しております。6ページ目に、編入する土地の、地番や面積、編入の理由等記載しております。

農用地から除外するに当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項にあります除外の5要件すべてを満たす必要があります。7、8ページ目で要件確認事項をそれぞれ記載しております。

続きまして、17ページ目からの、仁摩農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。18ページ目1．農用地区域から除外する土地として、一般住宅建築用地1件5.76aの除外申出が出ております。

21ページ目には、除外する土地の、地番や面積、除外の理由等を記載しております。22ページ目で要件確認事項をそれぞれ記載しております。

以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長） それでは、それぞれ担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。まず始めに、大田農業振興地域整備計画変更の5ページをご覧くださいと思います。それでは、最初に整理番号1、2、3三瓶町をお願いします。

1 4 番 整理番号1番ですが、携帯電話のアンテナを立てるということで、土地の一部を転用するということでございます。今頃緊急時必要だと思いますので異議はございません。

整理番号2番ですが、これも何十年も昔から家が建っております、開拓団ということで、入植されて、土地とその中に家を建てられたということでございます。致し方ないと思います。異議はございません。

議長 (会長) 続いて、三瓶町多根お願いします。

2 番 これも携帯基地局で、現在地目は田となっておりますが、県道と川の間で狭い土地で、現在畑として使っておられますが、地区営農から外れておりますし、問題ありません。

議長 (会長) 続いて、朝山町お願いします。

1 1 番 整理番号4番の案件でございますけども、用途区分田となっておりますが、畑として利用されていたものでございます。農地の取得実態がございませんので、〇〇さんが今まで買えなかったということでございますが、庭先でございます、〇〇さんの庭先にこの69㎡の土地がございまして、邪魔になると言ったらおかしいんですけど、見栄えも悪いということで、自分が買い取って一部家庭菜園として、庭として使いたいと買い求められるようでございます。異議はございません。

議長 (会長) 続いて、長久町お願いします。

9 番 この土地については、〇〇〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇〇の保育園ですが、北西に新たに施設を建築するにあたり、保育園の駐車場が全然なくなるということで、隣接する農地を取得するというもので、場所的には、一番下の田で、他の農地に影響が出る状況ではございません。異議はございません。

議長 (会長) 続いて、久利町お願いします。

1 7 番 杉本委員の担当地域でございますが、代わって杉本委員さんの現地調査の結果を報告いたします。

この場所は大田から久利へ向かう途中で、久利の町を過ぎて、こちらから行くと、右手にお寺があるんですが、そ

の前の辺でして、周辺は一部耕作放棄地で、耕作されていない土地もあつたりしまして、住宅建設されても、周辺の農地には、影響ないだろうということで、異議なしという判断をされておりますので、報告申し上げます。

議長
(会長)

続いて、祖式町お願いします。

8番

整理番号7番ですけど、以前県営ほ場整備事業での農地でございます。〇〇〇さん、なかなか近辺に駐車場がないということで、やむを得ず駐車場のために農地を変えられるということで、結構周りの方も探しましたけれど、なかなかいいところがなく、やむなくこういう形になったということで、致し方ないかなというように判断しております。

それから、編入ですけど、編入1、2ですけど、水上町三久須地区、ほ場整備事業もあります。その関係での、農地を新しく編入するというものでして、別に異議はございません。

議長
(会長)

それでは続いて、21ページ、仁摩地区の整備計画の除外について、担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

5番

仁摩町天河内の案件です。これにつきましても、先般推進委員さんと現地の確認をいたしました。住宅の新築ということで、いろいろと候補地を探されたようですが、なかなか見つからず、両親の住宅の近く、お祖母さんの所有の土地ということで、決められたようです。道路と両親の宅地に接しております。角地でございます。地域内の農業の集約化、農作業の効率化、排水処理等に関しても問題なく、異議はございません。

議長
(会長)

それぞれ、除外、編入等々の案件につきまして、担当地区の委員さん異議なしということでしたけども、皆さん方の方で、ご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長
(会長)

異議なしということで、整備計画の変更につきましても、承認とさせていただきます。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年7月23日

会 長 _____
(議事録署名委員)

14 番 _____

15 番 _____